別紙（第６条第３号関係）

民間機関等との共同研究における産学連携経費の額について

国立大学法人豊橋技術科学大学における民間機関等との共同研究取扱規程の第６

条第３号にある産学連携経費に要する経費については，本来，大学若しくは教員が民間機関等との交渉によって，個別に積算するものであるが，当分の間は，以下のとおりとする。

2021年10月１日以降に研究を開始する共同研究については，産学連携経費を直接経費の30％として計上するものとする。

（産学連携経費の使途）

共同研究実施に係る本学の研究代表者，研究担当者及び研究支援者の人件費相当額，共同研究実施に係る施設及び設備の維持管理費，管理事務経費

※民間機関等が30%の産学連携経費の支出が難しい場合においては，大学と民間機関等との交渉によって個別に協議した額を産学連携経費とする。